

鳥取県廃棄物処理計画 概要版

1 計画策定の趣旨等

- この計画は、廃棄物処理法に基づき、本県の資源循環や廃棄物の処理の現状と課題を踏まえ環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築に向け、今後の本県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定めるものです。
- 対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」です。
- 目標年度は平成30年度とします。

2 廃棄物の現状と将来目標

(1) 一般廃棄物（ごみ）

市町村の分別収集の取組拡大や県民のリサイクル意識の向上のほか、新たに事業系の古紙や食品残さの処理状況を反映したことにより、リサイクル率は向上しましたが、事業系一般廃棄物の排出量も増加しました。

今後は、排出量の多い生ごみや古紙類を中心に、食べ残し等の食品ロス削減や生ごみの水切り、雑紙（ミックスペーパー）の分別・資源化等によるごみ発生抑制の取組を拡大するとともに、市町村における焼却灰や小型家電のリサイクルの拡大を図ります。

これらの取組により、排出量を193千トンに削減するとともに、リサイクル率は全国トップレベルの31%を目指し、最終処分量の削減を図ります。

(2) 産業廃棄物（第1次産業を除く）

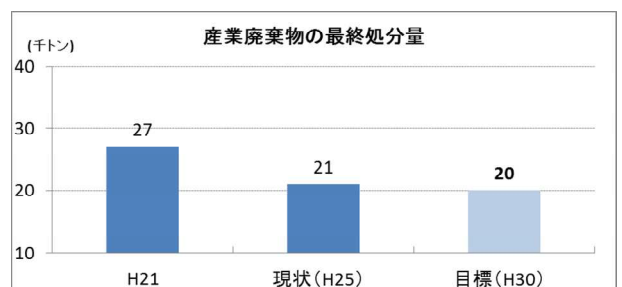
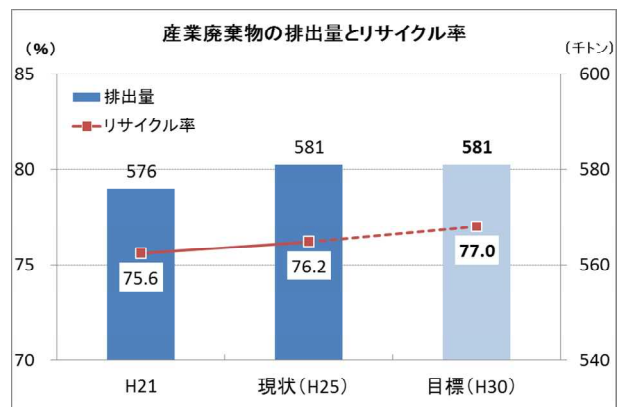
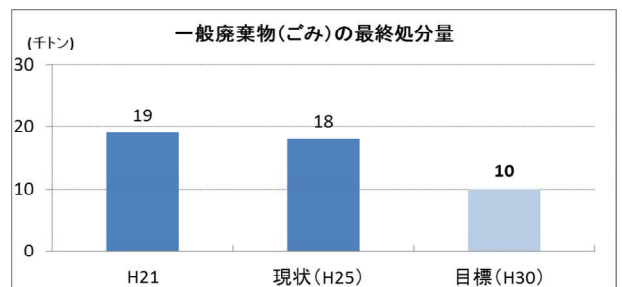
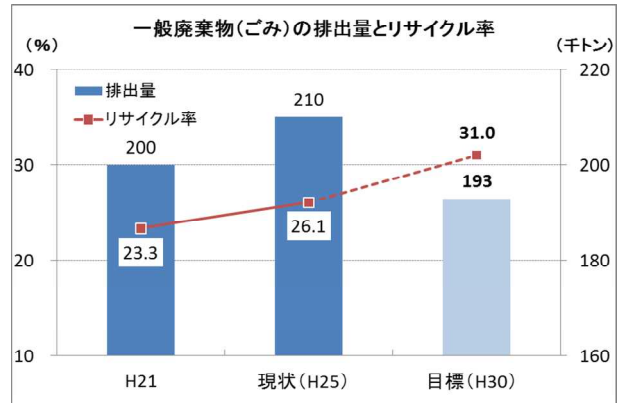
排出量は近年横ばいで推移していますが、リサイクル率は燃え殻やガラスくず等の再生利用が進んだことにより向上しました。

今後は、多量排出事業者等へのきめ細かな減量リサイクルの指導強化やリサイクル産業への支援の拡大を図ります。

これらの取組により、今後、増加が見込まれる排出量を現状レベルに抑制するとともに、リサイクル率を向上させることにより、最終処分量の削減を図ります。

鳥取県が進める「4つのR」

- ① リフューズ（不要なものは断る）、② リデュース（ごみを減らす）、③ リユース（繰り返し使う）、④ リサイクル（資源として再利用する）



3 目標達成のための施策の方向と主な施策

本県では、国が進めるリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」に廃棄物の元を断つ意味であるリフューズを加えた「4R」を循環型社会形成の取組の柱として取組を進めてきました。この計画では「ごみゼロ社会を目指した4R実践の地域づくり」を基本理念として、県民、NPO、事業者、行政が一体となって、次の4つの観点から、より一層の循環型社会づくりの取組を進めます。

(1) 4R社会の実現

廃棄物を資源として循環させるリサイクルを推進するとともに、より優先順位の高いリフューズ、リデュース、リユースの取組による発生抑制を促進し、4つのRが定着した循環型社会の形成を目指します。

① 実効性のあるごみ減量・リサイクルの推進

- ◇ ごみの発生抑制につながる3Rの取組強化（県民大会による食品ロス削減等の意識醸成）
- ◇ リサイクルの高度化と最終処分量の削減（小型家電や焼却灰のリサイクル拡大）

② 県民との協働による実践活動の拡大

- ◇ 実践活動団体等との協働（3キリ（水キリ・食べキリ・使いキリ）による生ごみの削減や雑紙の分別徹底、エコクッキングの普及啓発、とっとり食べきり協力店との連携による食べ残し削減の啓発）
- ◇ 地域での資源ごみ回収の推進（古紙の分別・資源化の意識高揚）

③ 環境教育・環境学習等の推進

- ◇ 幼児期からの環境意識の醸成（環境学習「ちびっ子エコスタート」、こどもエコクラブ）
- ◇ NPO法人等と連携した環境学習の推進（とっとり環境教育・学習アドバイザーの派遣）

④ 排出事業者の自主的な取組の推進

- ◇ 多量排出事業者に対する指導の徹底（戸別訪問による廃棄物処理計画への指導・助言等）
- ◇ 適正管理等に関する普及啓発（排出事業者向け研修会の開催）

⑤ 産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進

- ◇ 建設廃棄物のリサイクルの徹底（建設リサイクル法に基づく監視指導）
- ◇ 産業廃棄物処分場税による最終処分量の削減（排出削減に対する経済的な動機付け）

(2) リサイクル産業の振興

リサイクル技術や製品の開発から販路開拓、リサイクル施設の整備等の幅広い支援を行うとともに、鳥取発のリサイクル技術や製品の県外、海外への事業展開を推進し、県内リサイクル産業の活性化を図ります。

① 本県の特徴あるリサイクルビジネスの推進

- ◇ 本県の特徴ある技術・製品の地域の枠を越えた事業拡大への取組支援

② リサイクル産業への参入促進と既存企業の成長支援

- ◇ リサイクル新技術・製品開発、施設整備への支援（研究開発やインフラ整備への支援）
- ◇ リサイクルビジネスの事業化促進（専門コーディネーターによる総合的な支援）
- ◇ 公設試験研究機関による先進的なリサイクル技術等の確立（レアメタルの分離回収等）

③ リサイクル製品の利用促進と販売促進

- ◇ 鳥取発のリサイクル技術等の事業拡大の推進（県外・海外への事業展開支援）
- ◇ リサイクル製品の販売促進（県外展示会への出展等による県外への販路開拓支援）

(3) 低炭素社会との調和

焼却施設の二酸化炭素排出抑制やエネルギー・熱回収による環境に配慮した施設への転換を図ります。また、廃棄物の分別徹底を進め、資源化の推進とともに、固形燃料としての利用促進により、化石燃料の消費抑制を図り、「循環型社会」と「低炭素社会」との調和を目指します。

① 温室効果ガスの発生抑制

- ◇ 廃棄物の排出抑制による温室効果ガスの発生抑制（食品ロス削減等による発生抑制）
- ◇ 市町村焼却施設の二酸化炭素の排出抑制（国の交付金を活用した環境配慮型施設への転換推進）

② 廃棄物由来のエネルギー・熱回収の推進

- ◇ 市町村焼却施設のエネルギー・熱回収の推進（国の交付金を活用したエネルギー回収型施設の整備推進）
- ◇ 民間焼却施設のエネルギー・熱回収の推進（熱回収施設の認定制度の周知）
- ◇ 廃棄物系バイオマスの利用促進（新エネルギー設備導入への支援）
- ◇ 廃棄物の資源化、固形燃料（RPF）化の推進（紙おむつのボイラー燃料化等）

(4) 廃棄物の適正処理体制の確立

市町村等の関係機関と連携して、不適切な廃棄物や不用品の処理の監視を徹底するとともに、県民への注意喚起により、適正な資源のリサイクル推進を図ります。また、優良な処理業者等の育成や廃棄物処理施設等に対する監視指導を徹底するとともに、不法投棄の撲滅や災害に備えた廃棄物処理体制の充実に努めます。

① 廃棄物の適正処理の推進

- ◇ 優良な処理業者の育成（優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及）
- ◇ マニフェスト制度による適正処理の推進（電子マニフェストの普及）
- ◇ 特別管理産業廃棄物の適正処理の推進（PCB廃棄物の掘起し、早期処分の推進）

② 不法投棄の撲滅

- ◇ 不適切な不用品回収業者に対する監視指導と県民への注意喚起
- ◇ 関係機関との連携強化による不法投棄防止対策（連絡協議会、合同パトロール等の実施）
- ◇ 多様な主体による監視体制の強化（民間団体との通報協定締結、高感度監視カメラの設置）

③ 災害廃棄物等の適正な処理体制の確保

- ◇ 災害廃棄物の処理体制の確保（災害廃棄物処理計画の策定、関係団体との協定締結による支援体制の構築、広域的な連携強化）

4 計画の推進

- 本計画の進行管理はPDCAサイクルにより行い、目標達成状況の定期的な検証と各種施策の継続的な改善を図ることとします。
- なお、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。

基本理念

ごみゼロ社会を目指した4R実践の地域づくり

基本方針と主な取組

4R社会の実現

- ごみの発生抑制につながる3Rの取組強化（食品ロス削減等）
- 一般廃棄物のリサイクルの高度化と最終処分量の削減（焼却灰、小型家電等）
- 監視指導等の徹底による産業廃棄物の排出抑制とリサイクル推進

リサイクル産業の振興

- 本県の特色あるリサイクルビジネスの推進
- 鳥取発のリサイクル技術等の事業拡大の推進

低炭素社会との調和

- 廃棄物の排出抑制による温室効果ガスの発生抑制
- 焼却施設のエネルギー・熱回収の推進
- 廃棄物の資源化、固形燃料化の推進（紙おむつ、RPF等）

廃棄物の適正処理体制の確立

- 関係機関との連携強化による不法投棄防止
- 不適切な不用品回収に対する監視指導
- 災害廃棄物の処理体制の確保

実施体制



鳥取県が進める取組

4 R

- 1 リフューズ（断る）
- 2 リデュース（減量）
- 3 リユース（再利用）
- 4 リサイクル

本計画の重点的な取組

3 R

<発生抑制>